

## 東京海区漁業調整委員会委員候補者評価項目

2産労農水第845号

令和2年8月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法及び関連法令に定めるもののほか、東京海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会が、東京海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱第6条の規定に基づいて行う評価の項目を定める。

(評価の基準)

第2条 前条に規定する評価の項目は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

東京海区漁業調整委員会委員候補者評価項目（別表）

<b>1 漁業者代表委員候補</b>	
(1) 資格	東京都の沿海地区に住所を有し、当該住所地に居住している。
(2) 漁業経営の状況	年間漁業従事日数
(3) 経歴等	ア 漁業活動の経験年数
	イ 漁業団体の役員等就任経験の有無
	ウ 所属又は推薦する漁業団体の構成員数
(4) 推薦・応募の理由（動機）の適正性	
<b>2 学識経験委員候補</b>	
(1) 資格	水産資源、漁業経営、漁業調整等水産に関する学識を有すると認められる者
(2) 経歴等	ア 所属
	イ 推薦等の有無
	ウ 学位の有無
(3) 推薦・応募の理由（動機）の適正性	
<b>3 中立委員候補</b>	
(1) 資格	海面の利用に関し、公平・公正な立場から意見を述べることができると認められる者
(2) 経歴等	ア 所属
	イ 推薦等の有無
(3) 推薦・応募の理由（動機）の適正性	